

第 65 回会合の議論を踏まえた  
テレコムサービス協会 FVNO 委員会への追加質問及び回答

問 1 第 64 回会合における NTT 東日本・西日本説明資料 P5 について、同社は「当社が設備を自己設置して提供する光サービス卸は、下記を前提としたビジネスモデルとなっているため、接続料とは異なり、単年度のコスト変動に応じてリニアに料金を連動させる性質のものではない」（第 64 回会合の議論を踏まえた NTT 東日本・西日本への追加質問及び回答（第 65 回会合参考資料 65-1）問 1）と主張しているが、卸先事業者としてこの主張をどう考えるか。

（佐藤構成員）

（答）

- FVNO 委員会としては、コスト変動に応じてリニアに卸料金を連動させることを求めているものではなく、第 63 回会合でご説明した通り「接続料と卸料金の一定の連動性」を求めているものであり、具体的には以下の 2 点を求めます。
  - ① 卸料金と卸料金の原価にあたる接続料相当額の乖離が大きくなっていかないよう、今後も継続的に卸料金の値下げが行われる必要があること
  - ② 卸料金は接続料改定と同時期に見直しが行われること
- また、第 64 回会合で NTT 東西殿が説明した資料 P5 のグラフ（右グラフ）及びその説明に関して、以下の通り違和感がございます。
  - ・ 卸先費用（卸料金）が卸元費用（接続料相当額）を下回っている部分がありますが、卸料金は接続料相当額にプラス  $\alpha$  で設定されていると認識しており、卸料金が接続料相当額を下回るとは現実論として生じないので、グラフの「接続料相当額」との凡例は適切ではないと存じます。
  - ・ 「卸先事業者が負った設備投資リスクを負わずに利益のみを享受することに他ならない」との記載について、卸料金はその投資分を含めて設定されており、卸先事業者はその料金の支払いを通じて、卸元事業者による設備投資の回収に貢献していると認識しております。

また、卸先事業者においては、顧客獲得のための営業コスト・申込受付のためのシステム構築・運用等のコストを負担しており、卸先事業者が「利益のみを享受」しているとの主張は違和感がございます。
- NTT 東西殿も「光コラボ事業者は光サービスを拡大していくパートナーとして欠かせない存在」と表明いただいております。FVNO 委員会としては「接続料と卸料金の一定の連動性」について引き続きご検討いただきますようお願い申し上げます。